

笠松小学校区適正配置検討地域協議会設置要領

(設置)

第1 きたかみの未来を創る教育のあり方を実現するため、笠松小学校区適正配置検討地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を検討委員会に意見書を提出するものとする。

- (1) 笠松小学校区の子ども達を取り巻く教育環境について、現状把握を行い、持続的で適正な教育環境の実現に課題が生じる場合は、その解決に関すること。
- (2) 笠松小学校区の学校適正配置に関すること。

(組織)

第3 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 笠松小学校区内の未就学児保護者 2人
- (2) 小学校児童保護者 6人
- (3) 中学校生徒保護者 3人
- (4) 笠松小学校区の地域づくり組織関係者 3人
- (5) 笠松小学校区の地域教育関係者 2人
- (6) 市立学校長 1人

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員の退職等により欠員が生じた場合は速やかに補充し、補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、和賀地区自治協議会において処理する。

(補則)

第8 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要領は令和7年5月30日から施行する。